

## 宗像都市計画地区計画の変更（宗像市決定）

都市計画田熊地区計画を次のように変更する。

名 称	田熊地区地区計画	
位 置	宗像市田熊五丁目の一部	
面 積	約4.3ヘクタール	
地区計画の目標	<p>本地区は、JR東郷駅から北へ約0.7キロメートルに位置しており、交通利便性が高く、地域の総合医療施設として整備された医療施設等が集合する地区である。</p> <p>第6期宗像市高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しており、医療機関と保健福祉機関が連携を強化し、サービスを一体的、継続的に提供できる体制の充実を図る必要がある。</p> <p>そこで、地域包括ケアシステムを構築し、住み慣れた地域で安心して健康に暮らせるように互いに支えあうまちを目指すため、総合病院を中心として、関連する医療・保健福祉施設等の立地を誘導し、医療・保健福祉サービスの充実と災害時の対応能力の強化を図る。また、必要な施設の整備等を行うとともに建築物の規制、誘導を行い、周辺地域との調和に配慮した良好な市街地の形成を図る。</p>	
及び 区域の 整備・ 開発 に関する 方針	土地利用の方針	隣接する低層専用住宅地と調和のとれた街づくりを図るため、良好な環境の医療・保健福祉施設としての土地利用を誘導する。
	地区施設の整備の方針	区域南端に存する樹林地は、市街地内に残る貴重な緑であることから保全を図る。
	建築物等の整備の方針	良好な環境の医療・保健福祉施設の形成と保全を図るため、建築物の用途制限と高さの最高限度等を設定する。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		緑地	約0.3ヘクタール
	地区の区分	地区の名称	医療・保健福祉施設地区	
		地区の面積	約3.6ヘクタール	
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物に限り建築することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 診療所、病院</li> <li>2 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</li> <li>3 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</li> <li>4 調剤薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に掲げるもの）でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</li> <li>5 店舗、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</li> <li>6 事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以内のもの</li> <li>7 寄宿舎で第1号から第4号までの業務に関するもの</li> <li>8 前各号の建築物に附属するもの（建築基準法施行令（昭和25年政令338号）第130条の5の5で定めるものを除く。）</li> <li>9 市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めたもの</li> </ol>		
	建築物等の高さの最高限度	建築物の高さの最高限度は20メートルとする。		
	壁面の位置の制限	建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から道路及び敷地境界線までの距離は1メートル以上とする。		
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態・意匠、色彩等は景観計画（景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画）に基づいたものとする。			
備考	用語の意義及び算定方法については建築基準法及び同法施行令の例による。			

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」